

児童手当拡充に伴う必要書類フローチャート

- 受給者が本山町外に住所登録をしている場合は、住所登録地で申請してください。
- 受給者が公務員である場合は職場での受給となります。職場で申請してください。

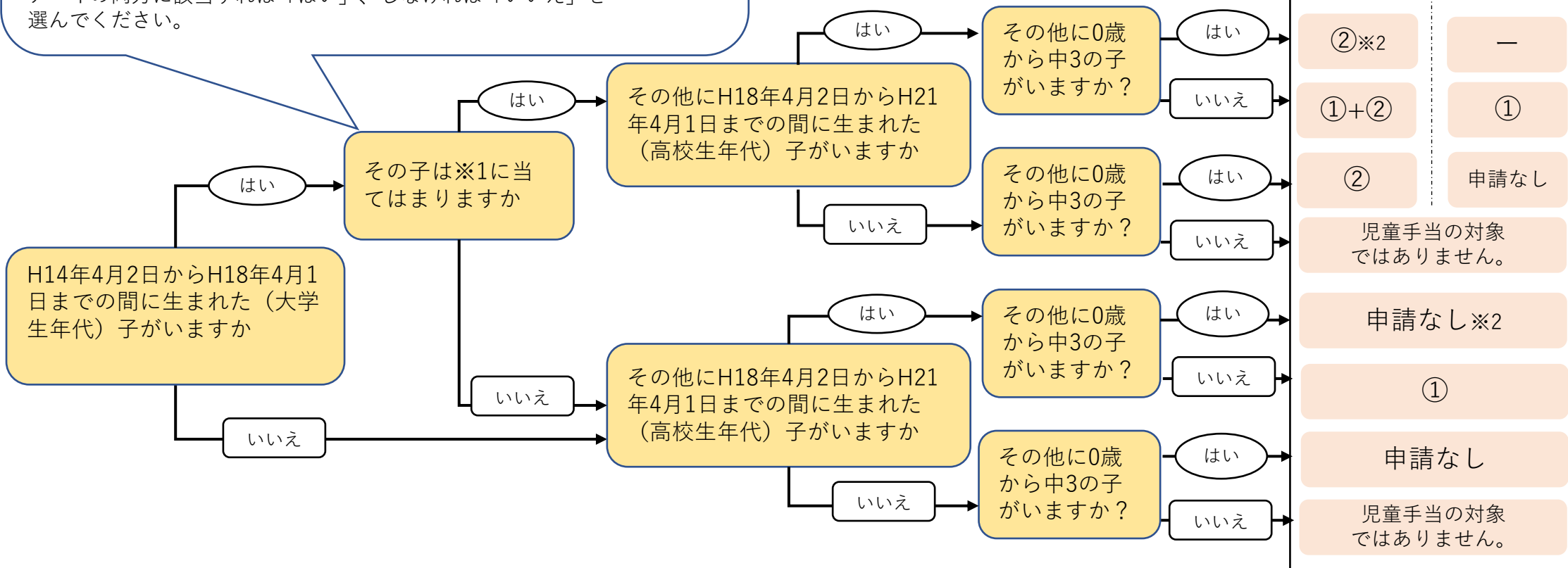
受給者ご自身でご確認いただき、該当する書類の提出をお願いします。

①児童手当認定申請書（申請者の健康保険証の写し、通帳の写しを添付）
 ※①の高校生が別居している場合は、「別居監護申立書」が必要です。

②監護相当・生計費の負担についての確認書

※2 新しく対象となる高校生分については、15歳の年度末まで本山町で受給していれば、町が追加するので申請は不要です。

※1
 ア 受給者が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている
 例) 同居し、日常生活上の世話をしている。
 別居しているが、定期的な連絡・面会をしている。
 イ 受給者が生活費の相当部分を負担している
 例) 生活費（食費、家賃等）や学費を負担している
 ア・イの両方に該当すれば「はい」、しなければ「いいえ」を選んでください。



必要書類
 ※1に該当する22歳年度末までの子が

必要書類	
3人以上	2人以下
②※2	—
①+②	①
②	申請なし
児童手当の対象ではありません。	
申請なし※2	
①	
申請なし	
児童手当の対象ではありません。	